

青運整第126号
令和元年7月31日

青森県内自動車運送事業者 各位

東北運輸局青森運輸支局長

タクシーによる死亡事故の発生を踏まえた安全確保の徹底について

標記について、自動車技術安全部長から別添のとおり通達があったので、了知されるとともに安全確保の徹底をお願い致します。

東自保第21号
令和元年7月29日

青森運輸支局長 殿

自動車技術安全部長
(公印省略)

タクシーによる死亡事故の発生を踏まえた安全確保の徹底について

本年7月、東北運輸局管内において、タクシーが歩行者をはねるなどの死亡事故が立て続けに発生しました。(別紙参照)

事故原因等の詳細については調査中ですが、いずれも夜間に発生しており、安全確認不足によるものと考えられ、一部事業者からの報告によると、事故発生時において車両の速度が制限を超えていたことも確認されています。

つきましては、貴支局の関係事業者に対し、事業用自動車の安全確保に万全を期すため、特に下記事項について徹底するよう周知をお願いします。

記

運転者に対する指導・監督、点呼を通じて、以下のことを徹底すること。

1. 法定速度、信号及び交差点での一時停止と安全確認等、道路交通法令の遵守を徹底すること。また、道路環境や時間帯に応じて、危険予知を意識した運転操作を行うこと。特に右左折時における歩行者等の安全確認を徹底すること。
2. 薄暮時には早めに前照灯を点灯させること。また、夜間は周辺環境を考慮し、走行用前照灯(ハイビーム)を積極的に活用すること。
3. 路上横臥事故を未然に防ぐため、路上に寝込んでいる人や急病人を発見した場合は、警察に通報するよう努めること。



令和元年のタクシー死亡事故発生状況

(歩行者又は路上横臥者の死者を生じたもの・7月29日現在)

- 5月9日(木)午後10時頃、秋田県の市道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車にて運行中、直線道路で道路を横断していた歩行者をはねた。
この事故により、歩行者が死亡した。
- 7月2日(火)午前0時50分頃、宮城県の市道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客を1名乗せ運行中、直線道路で路上横臥者をひいた。
この事故により、路上横臥者が死亡した。
【危険認知速度50km/h(法定速度30km/h)】※事業者からの報告による。
- 7月8日(月)午後9時40分頃、岩手県の市道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客を1名を乗せ運行中、丁字路交差点を左折した直後に路上横臥者をひいた。
この事故により、路上横臥者が死亡した。
- 7月21日(日)午後9時2分頃、宮城県の市道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車にて運行中、丁字路交差点で道路を横断していた歩行者をはねた。
この事故により、歩行者が死亡した。
【危険認知速度44km/h(法定速度30km/h)】※事業者からの報告による。
- 7月27日(土)午前0時35分頃、福島県の市道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客1名をのせ運行中、十字路交差点を左折した直後に路上横臥者を引いた。
この事故により、路上横臥者が死亡した。